

(8) 後期高齢者医療制度の障害認定

後期高齢者医療制度については75歳以上の高齢者のほか、65歳以上で身体障害者手帳3級以上、身体障害者手帳4級のうち音声機能の障がいまたは言語機能の障がいもしくは下肢機能障がい1号（両下肢のすべての指を欠くもの）、3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）、4号（1下肢の機能の著しい障がい）をお持ちの方。療育手帳A1・A2をお持ちの方についても、申請により後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。適用を受けることにより、医療費の自己負担が軽減されることがあります。詳しくは下記へお問い合わせください。

《お問い合わせ》 大分市役所 国保年金課（537-5736）
大分県後期高齢者医療広域連合（534-1771）

(9) 生活保護世帯の障害者加算

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、生活保護の障害者加算の認定が受けられる場合があります。

詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

《お問い合わせ》 大分市役所 生活福祉課（537-5621）
生活福祉東部事務所（527-2104）
生活福祉西部事務所（541-1254）